

東アジア酸性雨モニタリングネットワークの推進に係る協力について

環境庁、新潟県及び新潟市は、第2回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク政府間会合において日本国政府が行ったネットワークセンター誘致提案（別途提出した補足説明を含む。以下同じ。以下、「誘致提案」という。）に基づき、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）及びネットワークセンターに指定された財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センター（以下、「センター」という。）の活動を、以下の方針により支援するものとする。

1. 環境庁は、ネットワークの本格稼働のための経費を主として賄うための国際的なファンドの設立に向け努力するとともに、その設立までの間は、環境庁からネットワークセンター業務をセンターに委託（請負契約による場合を含む。以下同じ。）する。また、環境庁は、国内センター業務、参加国に対する追加的な技術支援プロジェクト、ネットワーク推進のための調査研究その他の業務をセンターに委託する。このほか、環境庁は、誘致提案に沿って、センターの初度備品（分析機器等）を無償で提供（貸与）する。さらに、環境庁は、ネットワークの国際的位置づけのさらなる強化及びネットワーク事業の発展に努める。
2. 新潟県は、誘致提案に沿って、センターの施設を無償で提供（貸与）し、特に状況の変化がない限り従前と同様な人的支援を継続し、また、新潟で開催されるネットワーク関係の国際会議の開催を支援することにより、ネットワークの活動を支援する。施設の提供・管理に係る具体的な事項については、別途新潟県、センターその他関係者の間で取り決めを行う。
3. 新潟市は、誘致提案に沿って、センターの初度備品（実験設備、事務機器、情報機器）を無償で提供（貸与）し、特に状況の変化がない限り従前と同様な人的支援を継続し、また、新潟で開催されるネットワーク関係の国際会議の開催を支援することにより、ネットワークの活動を支援する。
4. 上記のほか、環境庁、新潟県、新潟市は、センター運営に対する外部からの支援を得るよう努める。

平成12年11月13日

環境庁大気保全局大気規制課長
仁井正夫

新潟県環境生活部長
高橋豊

新潟市市民局長
風間令自